

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名： 松阪市簡易水道事業特別会計

事業名	簡易水道事業（松阪市簡易水道事業）		
事業開始年月日	昭和29年2月15日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名※	松阪市	職員数※（H19. 4. 1現在）	7人（兼務含む）
構成団体名			

注 1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	47円（H18）	公営企業債現在高（百万円）	913（H18）
累積欠損金（百万円）	0	利益剰余金又は積立金（百万円）	0（H18）
不良債務（百万円）	0	財政力指数※	0.655（H18）
資金不足比率（%）	0	実質公債費比率※（%）	13.9（H19）
		経常収支比率※（%）	88.1（H18）

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成17年1月1日 合併前市町村：松阪市、嬉野町、三雲町、飯南町、飯高町] 松阪市、飯高町においてそれぞれあった簡易水道事業特別会計を1つに統合した。現在、維持管理については地元簡易水道組合が行っている。

注 1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	松阪市簡易水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	松阪市長 下村 猛
既存計画との関係	《上位関連事業》 松阪市集中改革プランおよび松阪市実施計画
公表の方法等	市広報への掲載を予定、今後議会に繰上償還効果等について説明
基本方針	簡易水道事業については、通常の維持管理を現所在地元水道組合が行っているが、特に中山間地域で過疎化・高齢化のため運営維持困難となっているため、今後民間委託を活用しつつ市直営化を行い、料金体系についても見直しを行う。また老朽化する施設についても更新を行う必要があり、将来の上水道への統合を視野に入れて、その基盤となる経営の見通しを明らかにする。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	0	33	48	82
	補償金免除額	0	8	10	18
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				0
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				0

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道事業債	533,889	658,718	667,798	1,860,405
	(以下、内訳)				
	第5期拡張事業/松阪			83,456	83,456
	第5期拡張事業/松阪			69,405	69,405
	公営企業債/嬉野			5,385	5,385
	公営企業債/嬉野			2,483	2,483
	第5期拡張事業/松阪			142,060	142,060
	簡易水道事業(魚瀬簡易水道)/飯南			9,274	9,274
	簡易水道事業(深野簡易水道)/飯南			17,712	17,712
	第5期拡張事業/松阪			61,744	61,744
	第5期拡張事業/松阪			137,485	137,485
	第5期拡張事業/松阪			107,830	107,830
	上水道第2次拡張事業/嬉野			14,047	14,047
	簡易水道事業(本郷簡易水道)/飯南			10,362	10,362
	簡易水道事業(相津簡易水道)/飯南			6,555	6,555
	第5期拡張事業/松阪		146,720		146,720
	簡易水道事業(中央統合)/飯南		108,548		108,548
	第5期拡張事業/松阪		100,868		100,868
	第5期拡張事業/松阪		17,434		17,434
	第5期拡張事業/松阪		75,898		75,898
	上水道事業/嬉野		50,783		50,783
	上水道事業/三雲		25,570		25,570
	上水道事業/嬉野		26,247		26,247
	簡易水道事業(中央統合)/飯南		77,366		77,366
	公営企業債/嬉野		8,367		8,367
	簡易水道事業(中央簡易水道)/飯南		20,917		20,917
	第5期拡張事業/松阪	116,273			116,273
	簡易水道事業(中央統合)/飯南	91,267			91,267
	第5期拡張事業/松阪	41,758			41,758
	上水道第2次拡張事業/嬉野	50,527			50,527
	上水道事業/三雲	46,226			46,226
	簡易水道事業(中央簡易水道)/飯南	27,978			27,978
	第5期拡張事業/松阪	46,029			46,029
上水道第2次拡張事業/嬉野	16,663			16,663	
上水道事業/三雲	56,800			56,800	
簡易水道事業(中央・生辺簡易水道)/飯南	40,368			40,368	
簡易水道事業債		33,421	48,440	81,861	
(以下、内訳)					
簡易水道事業/飯高			36,641	36,641	
簡易水道事業/飯高			11,799	11,799	
簡易水道(田引簡易水道整備工事)/飯高		8,765		8,765	
簡易水道(飲料水供給施設)/飯高		23,247		23,247	
簡易水道(飲料水供給施設)/飯高		1,409		1,409	
合 計 (A)	533,889	692,139	716,238	1,942,266	

※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		533,889	692,139	716,238	1,942,266

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)		0	0	0	0
※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		0	0	0	0

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道事業債	82,137	100,006	320,690	502,833
	(以下、内訳)				
	第5期拡張事業/松阪 (H17借換残債)			4,340	4,340
	公営企業債/嬉野			865	865
	第5期拡張事業/松阪			38,647	38,647
	第5期拡張事業/松阪			94,799	94,799
	第5期拡張事業/松阪			124,311	124,311
	第5期拡張事業/松阪			57,728	57,728
	第5期拡張費/松阪		50,526		50,526
	第5期拡張事業/松阪		31,417		31,417
	上水道事業/嬉野		16,226		16,226
	上水道事業/三雲		1,837		1,837
	第5期拡張事業/松阪	42,822			42,822
	第5期拡張事業/松阪	21,677			21,677
	上水道第2次拡張事業/嬉野	5,801			5,801
	上水道事業/三雲	4,683			4,683
上水道事業/三雲	7,154			7,154	
合 計 (A)		82,137	100,006	320,690	502,833
※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		82,137	100,006	320,690	502,833

- 注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容																		
財務上の特徴	<p>当市の簡易水道は、中山間地域を主として現在10施設あるが、全て地元簡易水道組合が維持管理している。料金体系は各々異なっているが、上水道より低料金設定となっており、一般会計からの繰り出し金も多額になっている。特に簡易水道では供給単価と給水原価の差が大きく、18年度決算では給水原価61.99円に対し、供給単価10.87円となっている。さて中山間では、水源不足や未給水の地区もあり、それらを解消するための統合事業を平成16年度より実施している。こうした事業に伴う将来の起債償還額が伸びることと過疎化等で地元の維持管理体制が厳しいことなど充分考慮して今後の管理体制や料金体系等を見直し、上水道への統合を協議していく。</p>																		
経営課題	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="424 674 628 730">課題 ①</td> <td data-bbox="628 674 1471 730">維持管理運営体制について</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="424 730 1471 842">簡易水道の多くが中山間地区にあり、過疎化や高齢化が著しく、これまでの地元による維持管理が困難となっており、市直営化を行う必要がある。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 842 628 898">課題 ②</td> <td data-bbox="628 842 1471 898">水源確保と施設の更新について</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="424 898 1471 1010">特に中山間地域の簡易水道では山の表流水を取水しているが、近年の山の荒廃による水量減少に加え、施設が老朽化しており、新たな水源確保や施設改良が必要となっている。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1010 628 1066">課題 ③</td> <td data-bbox="628 1010 1471 1066">民間委託の推進について</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="424 1066 1471 1178">現在、検針・集金・閉開栓等の業務は地元組合が実施しているが、維持が困難となってきたことから、20年度に予定している上下水道の新たな民間委託に同調し、運営体制を切り替えていく必要がある。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1178 628 1234">課題 ④</td> <td data-bbox="628 1178 1471 1234">料金の見直し及び上水道への統合について</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="424 1234 1471 1346">料金の見直しと併せての簡易水道市直営による維持管理への切り替え、加えて28年度までに上水道への統合を図るべく、地元との緊密な協議を行う必要がある。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1346 628 1402">課題 ⑤</td> <td data-bbox="628 1346 1471 1402"></td> </tr> </table>	課題 ①	維持管理運営体制について	簡易水道の多くが中山間地区にあり、過疎化や高齢化が著しく、これまでの地元による維持管理が困難となっており、市直営化を行う必要がある。		課題 ②	水源確保と施設の更新について	特に中山間地域の簡易水道では山の表流水を取水しているが、近年の山の荒廃による水量減少に加え、施設が老朽化しており、新たな水源確保や施設改良が必要となっている。		課題 ③	民間委託の推進について	現在、検針・集金・閉開栓等の業務は地元組合が実施しているが、維持が困難となってきたことから、20年度に予定している上下水道の新たな民間委託に同調し、運営体制を切り替えていく必要がある。		課題 ④	料金の見直し及び上水道への統合について	料金の見直しと併せての簡易水道市直営による維持管理への切り替え、加えて28年度までに上水道への統合を図るべく、地元との緊密な協議を行う必要がある。		課題 ⑤	
課題 ①	維持管理運営体制について																		
簡易水道の多くが中山間地区にあり、過疎化や高齢化が著しく、これまでの地元による維持管理が困難となっており、市直営化を行う必要がある。																			
課題 ②	水源確保と施設の更新について																		
特に中山間地域の簡易水道では山の表流水を取水しているが、近年の山の荒廃による水量減少に加え、施設が老朽化しており、新たな水源確保や施設改良が必要となっている。																			
課題 ③	民間委託の推進について																		
現在、検針・集金・閉開栓等の業務は地元組合が実施しているが、維持が困難となってきたことから、20年度に予定している上下水道の新たな民間委託に同調し、運営体制を切り替えていく必要がある。																			
課題 ④	料金の見直し及び上水道への統合について																		
料金の見直しと併せての簡易水道市直営による維持管理への切り替え、加えて28年度までに上水道への統合を図るべく、地元との緊密な協議を行う必要がある。																			
課題 ⑤																			
留意事項																			

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

（1）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円、％）

区 分		年 度	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
収 益	収益的収入	1 総 収 益 (A)	25	24	35	44	51	72	76	87	86	90	
		(1) 営 業 収 益 (B)	11	10	10	10	10	10	10	37	64	63	63
		ア 料 金 収 入	11	10	10	10	10	10	10	37	64	63	63
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)											
		ウ そ の 他											
		(2) 営 業 外 収 益	14	14	25	34	41	62	39	23	23	27	
		ア 他 会 計 繰 入 金	14	14	23	34	41	61	37	21	21	25	
		イ そ の 他			2			1	2	2	2	2	
		2 総 費 用 (D)	24	24	34	45	51	72	76	87	86	90	
		(1) 営 業 費 用	10	10	19	28	34	48	53	62	61	61	
ア 職 員 給 与 費	1	1	8	17	21	26	21	17	17	17			
ウ ち 退 職 手 当													
イ そ の 他	9	9	11	11	13	22	32	45	44	44			
(2) 営 業 外 費 用	14	14	15	17	17	24	23	25	25	29			
ア 支 払 利 息	14	14	13	16	16	24	23	25	25	29			
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息													
イ そ の 他			2	1	1								
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		1	0	1	-1	0	0	0	0	0	0		
資 本 的 収 支	資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)	138	52	423	178	721	423	405	80	451	456	
		(1) 地 方 債	45	6	210	62	378	219	222	0	238	242	
		(2) 他 会 計 補 助 金	82	42	61	65	87	82	99	77	109	108	
		(3) 他 会 計 借 入 金											
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金											
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金			140	40	254	114	81	1	102	104	
		(6) 工 事 負 担 金	10	3	12	2		7	3	2	2	2	
		(7) そ の 他	1	1		9	2	1					
		2 資 本 的 支 出 (G)	125	65	421	158	740	427	405	80	451	456	
		(1) 建 設 改 良 費	107	46	401	135	714	349	335	38	383	378	
ウ ち 職 員 給 与 費	10	10	8	16	23	28	23	16	19	19			
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	18	19	20	23	26	78	70	42	68	78			
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金													
(5) そ の 他													
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		13	-13	2	20	-19	-4	0	0	0	0		

(単位:百万円, %)

区 分	年 度					平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	14	-13	3	19	-19	-4	0	0	0	0
積 立 金 (K)										
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	0	14	1	5	24	4	0	0	0	0
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)										
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	14	1	4	24	5	0	0	0	0	0
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	1			21						
実 質 収 支 黒 字 (P)	13	1	4	3	5	0	0	0	0	0
(N)-(O) 赤 字 (Q)										
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	59.5	55.8	64.8	64.7	66.2	48.0	52.1	67.4	55.8	53.6
地 方 財 政 法 施 行 令 第 20 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	11	10	10	10	10	10	37	64	63	63
資 金 不 足 比 率 ((R)/(S)×100)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
積 立 金 現 在 高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企 業 債 現 在 高	345	332	522	562	913	1,053	1,206	1,165	1,334	1,498
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの	345	332	522	562	913	1,053	1,206	1,165	1,334	1,498
うちその他に係るもの										

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度					平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
収 益 的 収 支 分	14	14	23	34	40	57	37	25	25	29
うち基準内繰入金	7	7	7	8	8	12	11	13	12	14
うち基準外繰入金	7	7	16	26	32	45	26	12	13	15
うち料金収入に計上すべき繰入等										
うち赤字補てん的なもの	7	7	16	26	32	45	26	12	13	15
資 本 的 収 支 分	83	42	61	64	87	79	99	81	113	113
うち基準内繰入金	9	10	10	11	13	39	35	21	34	39
うち基準外繰入金	74	32	51	53	74	40	64	60	79	74
うち赤字補てん的なもの	74	32	51	53	74	40	64	60	79	74

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

（1）収益的収支、資本的収支

（単位：千円、％）

区 分		年 度	平成14年度 （計画前5年度） （ 決 算 ）	平成15年度 （計画前4年度） （ 決 算 ）	平成16年度 （計画前3年度） （ 決 算 ）	平成17年度 （計画前々年度） （ 決 算 ）	平成18年度 （計画前年度） （ 決 算 見 込 ）	平成19年度 （計画初年度）	平成20年度 （計画第2年度）	平成21年度 （計画第3年度）	平成22年度 （計画第4年度）	平成23年度 （計画第5年度）	
収 益 的 収 支	収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	24,607	23,869	34,725	44,439	50,612	71,834	76,385	87,019	86,397	89,896	
		(1) 営 業 収 益 (B)	10,350	10,180	10,108	9,876	9,842	9,925	37,546	64,299	63,611	62,901	
		ア 料 金 収 入	10,350	10,180	10,108	9,876	9,842	9,885	37,546	64,299	63,611	62,901	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)											
		ウ そ の 他						40					
		(2) 営 業 外 収 益	14,257	13,689	24,617	34,563	40,770	61,909	38,839	22,720	22,786	26,995	
		ア 他 会 計 繰 入 金	14,257	13,689	23,256	33,863	40,070	60,874	37,216	21,097	21,163	25,372	
	イ そ の 他			1,361	700	700	1,035	1,623	1,623	1,623	1,623		
	収 益 的 支 出	2 総 費 用 (D)	24,116	23,490	34,296	44,841	51,191	71,834	76,385	87,019	86,397	89,896	
		(1) 営 業 費 用	9,914	9,741	19,525	28,222	33,722	47,175	53,009	61,433	61,252	61,073	
		ア 職 員 給 与 費	427	458	8,080	16,648	21,237	25,552	20,957	16,957	16,957	16,957	
		ウ ち 退 職 手 当											
		イ そ の 他	9,487	9,283	11,445	11,574	12,485	21,623	32,052	44,476	44,295	44,116	
		(2) 営 業 外 費 用	14,202	13,749	14,771	16,619	17,469	24,659	23,376	25,586	25,145	28,823	
ア 支 払 利 息		14,202	13,749	13,270	15,619	16,469	24,459	23,176	25,386	24,945	28,623		
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息						277	277	277	277	277			
イ そ の 他			1,501	1,000	1,000	200	200	200	200	200			
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	491	379	429	-402	-579	0	0	0	0	0			
資 本 的 収 支	資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	138,308	51,751	423,754	177,882	721,447	423,333	404,655	79,630	450,632	456,346	
		(1) 地 方 債	45,000	6,000	210,300	62,400	378,000	218,700	222,300	0	238,000	242,000	
		(2) 他 会 計 補 助 金	82,608	41,637	60,678	64,682	87,154	82,593	98,775	77,010	108,912	108,706	
		(3) 他 会 計 借 入 金											
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金											
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金			140,278	40,000	253,626	113,600	81,000	900	102,000	103,920	
		(6) 工 事 負 担 金	9,681	3,029	11,831	2,234	688	7,440	2,580	1,720	1,720	1,720	
		(7) そ の 他	1,019	1,085	667	8,566	1,979	1,000					
	資 本 的 支 出	2 資 本 的 支 出 (G)	124,938	65,121	421,311	158,246	740,238	427,551	404,655	79,630	450,632	456,346	
		(1) 建 設 改 良 費	106,673	46,326	401,324	135,292	713,859	349,062	335,036	38,017	382,367	377,817	
		ウ ち 職 員 給 与 費	10,017	9,957	7,608	16,148	23,420	27,732	23,137	16,417	19,137	19,137	
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	18,265	18,795	19,987	22,954	26,379	78,489	69,619	41,613	68,265	78,529	
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金											
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金											
(5) そ の 他													
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	13,370	-13,370	2,443	19,636	-18,791	-4,218	0	0	0	0			

(単位:千円,%)

区 分	年 度					平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	13,861	-12,991	2,872	19,234	-19,370	-4,218	0	0	0	0
積 立 金 (K)										
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	613	14,474	1,483	4,355	23,588	4,218	0	0	0	0
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)										
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	14,474	1,483	4,355	23,589	4,218	0	0	0	0	0
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	13,370			20,696						
実 質 収 支 (N)-(O)	1,104	1,483	4,355	2,893	4,218	0	0	0	0	0
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	58.1	56.4	64.0	65.5	65.2	47.8	52.3	67.6	55.9	53.4
地 方 財 政 法 施 行 令 第 20 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	10,350	10,180	10,108	9,876	9,842	9,925	37,546	64,299	63,611	62,901
資 金 不 足 比 率 ((R)/(S)×100)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
積 立 金 現 在 高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企 業 債 現 在 高	344,691	331,896	522,209	561,655	913,276	1,053,487	1,206,168	1,164,555	1,334,290	1,497,761
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの	344,691	331,896	522,209	561,655	913,276	1,053,487	1,206,168	1,164,555	1,334,290	1,497,761
うちその他に係るもの										

(2) 他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度					平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
収 益 的 収 支 分	14,257	13,689	23,256	33,863	40,070	56,874	37,216	25,097	25,163	29,372
うち基準内繰入金	7,101	6,874	6,635	7,809	8,234	12,091	11,449	12,554	12,334	14,173
うち基準外繰入金	7,156	6,815	16,621	26,054	31,836	44,783	25,767	12,543	12,829	15,199
うち料金収入に計上すべき繰入等										
うち赤字補てん的なもの	7,156	6,815	16,621	26,054	31,836	44,783	25,767	12,543	12,829	15,199
資 本 的 収 支 分	82,608	41,637	60,678	64,682	87,154	78,593	98,775	81,010	112,912	112,706
うち基準内繰入金	9,132	9,397	9,993	11,447	13,189	39,244	34,809	20,806	34,132	39,264
うち基準外繰入金	73,476	32,240	50,685	53,235	73,965	39,349	63,966	60,204	78,780	73,442
うち赤字補てん的なもの	73,476	32,240	50,685	53,255	73,965	39,349	63,966	60,204	78,780	73,442

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
料金回収率*	(%)	29.3	28.7	21.2	16.5	14.2	7.2	27.9	55.4	44.7	40.8	
総収支比率(法適用)	(%)											
経常収支比率(法適用)	(%)											
営業収支比率(法適用)	(%)											
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	59.5	55.8	64.8	64.7	66.2	48.0	52.1	67.4	55.8	53.6	
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
繰入金比率	収益的収入分	(%)	57.9	57.4	67.0	76.2	79.2	79.2	48.7	28.8	29.1	32.7
	うち基準内繰入金	(%)	28.8	28.8	19.1	17.6	16.3	16.8	15.0	14.4	14.3	15.8
	うち基準外繰入金	(%)	29.1	28.6	47.9	58.6	62.9	62.4	33.7	14.4	14.8	16.9
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)										
	うち赤字補てん的なもの	(%)	29.1	28.6	47.9	58.6	62.9	62.4	33.7	14.4	14.8	16.9
	資本的収入分	(%)	59.7	80.5	14.3	36.4	12.1	18.6	24.4	101.7	25.1	24.7
	うち基準内繰入金	(%)	6.6	18.2	2.3	6.5	1.8	9.3	8.6	26.1	7.6	8.6
	うち基準外繰入金	(%)	53.1	62.3	12.0	29.9	10.3	9.3	15.8	75.6	17.5	16.1
うち赤字補てん的なもの	(%)	53.1	62.3	12.0	29.9	10.3	9.3	15.8	75.6	17.5	16.1	

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	現在10ある簡易水道のうち、地元組合運営から市直営に移行する8つの簡易水道については、人口や経費等の将来推計を基として20年10月より新料金を設定。残る2つの簡易水道については、現在の料金体系により試算した。なお、新料金分については年間で、概ね1,150戸×月平均見込額(新4,200円－旧300円)×12ヶ月＝約5,400万円程度の増収が見込まれる予定。
2 他会計繰入金の見込み	統合簡易水道の大規模投資の実施により特に平成21年度以降公債費(元利償還金)が増嵩し、一般会計繰入金が増加する傾向にあるが、一部料金の改定により抑制が図られる見込み。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	平成16年度より小規模の簡易水道を統合する事業を実施しており、23年度まで継続予定のため、それらの事業予定額を見込んだ。19～23年度の総事業額は、約13億3,000万円(財源内訳は、国庫支出金4億円、起債8億4,000万円、一般財源9,000万円)を見込んでいる。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	市直営を8つの簡易水道において平成20年度内に実施することから、それまで組合が支払っていた運営にかかる諸経費についても見込んだ。なお、施設の老朽化への対応や、現在の未給水・水量不足地区の解消等のため簡易水道統合事業を実施中で、16～23年度まで続く見込みであることから、企業債の残高が増加する。このため企業債の残高ピークは平成23年度の見込みであるが、一般競争入札などにより事業費を抑え、起債抑制に努める。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公務員の職員数の純減の状況 ○ 給与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 ◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 ◇ 退職時特昇等退職手当のあり方 ◇ 福利厚生事業のあり方 	<p>松阪市集中改革プランでは、平成17年度職員数1,654人(病院除く)を平成22年度には128人減(△7.7%)の1,526人としている。なお、病院分を算入した平成17年度職員総数1,945人を平成22年度には97人減(△5.0%)の1,848人としている。水道事業(簡易水道事業含む)として、今後予定している民間委託や上下水道との組織統合により、平成21年度を目途に行革推進法を上回る職員数の純減を図る。</p> <p>市全体としては自己都合や勸奨退職等の要因により職員数は計画を上回る削減が実施されている。水道事業(簡易水道事業含む)としては新規事業や水質管理の強化のため人員が合併以後に増加しているが、平成20年度10月からの民間委託、平成21年度からの上下水道との組織統合により人員削減を図る。集中改革プラン後の計画期間においても、職員数を増加させない。</p> <p>給与や諸手当等については、適正な支給となるよう時世に習い各種の見直しを今後も行っていく。</p> <p>市一般部局の給与体系に準じ、基本的に国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直しは行ったが、諸手当を含めさらに適正な給与となるよう今後も検討を行っていく。地域手当については、地域の民間企業の状況等を勘案して妥当な水準になるよう調整をして支給するものとしているが、制度の趣旨・人件費抑制の観点から、見直しを含め検討をする。</p> <p>市一般部局の給与体系に準じ、現在、国の行政職給料表(一)と行政職給料表(二)の合成表を適用しているが、今後は、業務の内容や性格などを踏まえつつ、国や民間の同種の職種に従事する者との均衡が取れるように考慮した給与制度の運用を図っていく。そして、現状、見直しに向けた基本的な考え方、具体的な取組内容等を住民にわかりやすく明示した取組方針を平成20年3月にホームページ(http://www.city.matsusaka.mie.jp/oshirase/oshirase/syokuin/syokuin.html)に公表する。</p> <p>特別昇給はしておらず、国の基準に従った退職手当を支給している。勸奨退職制度も実施しており、定員適正化を早めることによる人件費の削減を図っていく。</p> <p>法律に基づいて行わなければならない事業であるが、業務の効率化を考えて現在事業を委託している。当該事業についても市民の理解、納得が得られ、また効果的なものとなるよう図っていく。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組 ○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用 	<p>地元組合がこれまで簡易水道の維持管理を行ってきたが、過疎化高齢化等で今後の対応ができない地域については市直営化を行うものの、業務の一部については民間委託を活用し、運営経費の節減を図る。</p> <p>現在老朽化している施設を更新改良しており、最終的に施設の稼働状況が把握できるよう、今後、遠隔監視システムを導入していく。又配水管や連絡管の布設により効率的な配水を行うことで、小規模施設の休止も視野に入れるとともに、これまで主に現地目視に頼っていた施設管理経費について節減を図る。</p> <p>上下水道が平成20年10月に予定している窓口等の民間委託の実施に合わせ、簡易水道についても同調して上下水道が委託する業者に対して一部業務の委託を行う。</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	地元管理から市直営化を行う簡易水道については、元利償還金の一部等、交付税算入が見込まれる一般会計繰入分等を除き、一定の条件を基とした料金試算により、新料金を設定する。（課題①）
○ 料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	10ある簡易水道のうち、地元管理から市直営化する8つの簡易水道にあっては、将来の経費を基に新料金を試算し、平成20年度中に改定する。改定による新料金分については年間で、概ね1,150戸×月平均見込額（新4,200円－旧300円）×12ヶ月＝約5,400万円程度の増収が見込まれる予定。他の2つの簡易水道については地元管理を維持するが、今後直営化及び料金改定について地元協議を図っていく。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	現在、市広報またはホームページにより決算概況や水道事業全般にかかる事項について掲載をおこなっている。なお18～19年度において地域水道ビジョンを策定中であり、簡易水道も含め20年度には市民等への公表を予定している。 また投資的事業等については、毎年PDCAによる事務事業評価を行っており、一般への公表を実施している。
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開	現在、地元が維持管理を行っているため、特に簡易水道に限っての情報公開は行っていない。しかしながら将来は料金改定や上水道への統合の方向であることから、今後ホームページ等で経営等について公表を行っていく。
○ 行政評価の導入	平成15年度より、本市では投資的事業等については、毎年PDCAによる事務事業評価を行っており、市のホームページ等を通じて一般への公表を実施している。現在実施している簡易水道の統合事業については、合併以後の事業のため、平成17年度から実績に対する評価を行っている。
5 その他	

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。
なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	<p>行政改革法では職員5%の削減をはかるとしている。</p> <p>松阪市では、公営企業単独で集中改革プラン等を作成していないが、市において集中改革プランを作成している。そのなかで病院事業を除く全ての職員（公営企業である水道事業を含む）を対象として、平成17年4月から22年4月の5年間で7.7%の削減を目標としている。</p> <p>水道事業（簡易水道事業職員を含む）では、平成17年4月において職員数60名であり、20年度半ばから窓口業務等の民間委託を、また21年度には上水道と下水道の組織統合を行う予定で、9名職員を減らして22年度には51名とし、5年間で15%の削減を目指す方向である。（但し兼務職員2名を加え、計53名とする予定）</p>
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<p>一般会計からの繰入により、現在繰り越し欠損金は生じていない。但し、水道料金については一部値上げによる改定を行い、一般会計繰出金を抑制し収支改善を図る。</p>
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	<p>本市の簡易水道は、他自治体の簡易水道と比較しても料金設定が安く、また平成16年度より大規模事業を実施していることから、年々起債の元利償還額が増加するため一般会計等からの繰出しも増えてきている傾向にある。今後、料金改定により基準外繰出しは減少する方向である。なお企業債の残高ピークは平成23年度の見込みであるが、一般競争入札などにより事業費を抑え、起債抑制に努める。</p>
4 その他	<p>本市の飯高管内にある簡易水道では老朽化が進んでいる施設も多く、更新事業が急務となっている。このため企業債の繰上げ償還や借換えを活用して既往債の残存する償還利子額を減らし、今後予定されている施設更新事業の財源として活用を図りたい。</p>

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

<p>1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。</p> <p>2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。</p> <p>3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。</p> <p>5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。</p> <p>6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。</p> <p>8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。</p> <p>9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。</p> <p>10. 必要に応じて行を追加して記入すること。</p>

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】													
課題2、3	料金改定率								一部料金改定				
	改善額(料金の適正化)※1								27	54	54	54	189
	未収金の徴収対策												
	改善額												
	一般会計負担金の額												
	改善額(負担金の確保等)												
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)												
	その他()												
	改善額												
【経費の削減】													
課題1	職員給与費の適正化						45	54	44	33	36	36	
	改善額							-9	1	12	9	9	22
	給与水準												
	改善額												
	その他()												
	改善額												
	職員給与費(退職手当)												
簡易水道関係	職員数(人)	2	2	6	5	6		7	6	5	5	5	
職員(業務含む)	増減数(人)	0	0	4	-1	1	4	1	-1	-1	0	0	-1
	維持管理費等												
	改善額(適正化)												
	工事コスト※2												
	改善額(縮減額)												
	その他()												
	改善額												
	累積欠損金比率												
	増減												
	企業債現在高	345	332	522	562	913		1,053	1,206	1,165	1,334	1,498	
	増減	-27	-13	190	40	351		140	153	-41	169	164	
	計画前5年間改善額 合計						0						改善額 合計 211
	(参考) 補償金免除額												18

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

注3 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

注4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口(千人)	7	7	6	6	6	6	6	6	6	6
年間総有収水量(千m ³)	829	830	917	889	906	916	946	936	926	916
公称施設能力(m ³ /日)	3,190	3,190	3,245	3,245	3,048	3,048	3,048	3,048	3,048	3,048
1日最大配水量(m ³ /日)	2,770	2,772	3,506	3,220	2,904	2,875	2,875	2,875	2,875	2,875
最大稼働率(%)	86.8	86.9	108.0	99.2	95.3	94.3	94.3	94.3	94.3	94.3
供給単価(円/m ³)	12.48	12.26	11.03	11.11	10.87	10.79	39.68	68.69	68.7	68.69
給水原価(円/m ³)	42.54	42.65	51.98	67.50	76.55	150.84	142.20	124.01	153.72	168.45

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

現在、簡易水道(10組合)の運営については、いずれも地元の水道組合が維持管理している。施設の老朽化がすすんでおり簡易水道の統合事業を実施するなかで、全ての簡易水道が平成28年度までに上水道と経営統合を行う方向である。このため今後の予定としては地元の理解を得るべく21年度末までに地元や各組合と緊密な協議を行っていく。